



新条例を制定、

受動喫煙の禁止！

習志野市議会は8月30日に2018年市議会第3回定例会が招集され、9月28日まで議案を審議します。今議会の議案の中で、特に注目すべきは「習志野市受動喫煙の防止の関する条例」の制定です。

◎これまでの習志野市の取組み①

通称「習志野市まちをきれいにする条例」

2003年（H15年）4月1日、通称「習志野市まちをきれいにする条例」を施行し、

- ・歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない
- ・喫煙者には吸い殻散乱防止に努めなければならない

と規定しています。当時のポスターには「歩きたばこ・ポイ捨て禁止です 守ろう喫煙マナー 習志野市」と、うたっています。

◎これまでの習志野市の取組み②

通称「習志野市健康なまちづくり条例」

2013年（H25年）4月1日、通称「習志野市健康なまちづくり条例」を施行し、受動喫煙防止対策を含めた「健康なまちづくり」のため、啓発活動を強化するなどに取り組んできました。

◎今回の「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」の制定

受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的として条例を制定するものです。

【受動喫煙の定義】

人が、他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること

【市・市民・事業者の責務を定める】

（例）市は、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

9月議会日程	
8月30日（木）	本会議 初日 市長から議案の提案理由の説明。
31日（金） ～9月5日（水）	議案調査、勉強。
9月6日（木）	本会議。総括質疑。
7日（金） ～13日（木）	市長への一般質問
18日（火）	総務・都市環境 常任委員会
19日（水）	協働経済・文教福祉 常任委員会
20日（木）	予算特別委員会
21日（金） ～27日（木）	委員会報告作成など 最終日に向けた準備。
28日（金）	本会議。議案、請願などについて、質疑、討論、採決をして、閉会。

(例) 事業者

- ・受動喫煙を生じさせることのないよう必要な環境の整備に配慮しなければならない。等。

【重点区域】

- ・市内の駅周辺の路上等
- ・保育所、こども園、幼稚園、小学校、中
学校、高等学校、これに準ずる施設で児童、生徒等が主に利用する施設として規則で定める施設の周辺の路上等

【喫煙の禁止】

重点区域における喫煙の禁止

【指導】

市長は、喫煙の禁止の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。

【過料】

重点区域のうち、駅周辺の路上等で喫煙をした者。1万円以下の過料。

【施行期日】

平成31年1月1日から。ただし、過料の規定については同年4月1日から施行。

習志野市で「受動喫煙の防止に関する条例」が制定されますと、「煙草を吸わない人の健康被害を防止する」という配慮が求められます。但し、煙草を吸う人の権利を全て奪ってしまうことはできませんので、喫煙者が、受動喫煙を生じさせないように配慮するために、いかに実効性がある、つまり「守ることができる」条例であることも大切になります。ただ、ただ、厳しい罰則を設けて条例で縛っても、守ることができなければ、条例を制定した意味はありません。

しかし、煙草を吸わず、受動喫煙に悩まされる事もある私としては、この「受動喫煙の防止に関する条例」の主旨、目的とすることには賛成で、また、実効性のある条

参考までに、千葉市の路上喫煙等への取組みの一つ、「啓発路面シート」は次のようなもので、過料についても記載があります。



☆私の、一般質問の日程は9月11日(金)の10時からです。是非、傍聴にいらして下さい。

市長への一般質問の内容は、

- (1) 子どもの生活に関する実態調査について(2017年10月~11月実施)。調査の結果を、今後どのように活かしていくのか。
- (2) 小中学校の普通教室にエアコンを設置する取組みについて。「命の危険が及ぶほど」の暑さの中、エアコンの設置を来年の夏までに実施して欲しい。
- (3) 空家対策の取組みについて、進捗状況の確認をする。
- (4) 袖ヶ浦団地の再生・活性化について。市として可能なURへの働きかけは何か以上です。